

雇児発 0805 第 1 号
社援発 0805 第 4 号
老発 0805 第 22 号
平成 27 年 8 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会・援護局長

老 健 局 長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立の認可等については、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により定められておりますが、今般、別添のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、下記に示した本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市(特別区を含む。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

第1. 改正の趣旨

平成27年4月1日から施行する子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。以下同じ。）及び同条第13項に規定する病児保育事業並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が第二種社会福祉事業に位置づけられるとともに、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の利用者支援事業については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」として第二種社会福祉事業に位置づけられることに伴い、社会福祉法人がこれらの事業を営む場合に必要な事項を定めるもの。

第2. 主な改正内容等

- (1) 社会福祉法人が小規模保育事業及び幼保連携型認定こども園を営む場合における資産の所有等について次の特例を定める。
 - ① 小規模保育事業について
「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について（通知）」（平成26年12月12日雇児保発1212第2号・社援基発1212第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
 - ② 幼保連携型認定こども園について
「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について（通知）」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、文部科学省高等教育局私学行政課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。
- (2) 評議員会の設置が免除される事業として、保育所を経営する事業のほかに、新たに、幼保連携型認定こども園を経営する事業及び小規模保育事業を追加する。また、これらの事業と併せて行う事業に病児保育事業及び利用者支援事業を追加する。

第3. 適用日

平成27年4月1日

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>別紙1 社会福祉法人審査基準 第一 (略) 第二 法人の資産 資産の所有等 1 (1) (略) (2) 特例 ア～カ (略) 主 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合 社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・児童局長連名通知)第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。</p> | <p>別紙1 社会福祉法人審査基準 第一 (略) 第二 法人の資産 資産の所有等 1 (1) (略) (2) 特例 ア～カ (略) (新設)</p> |
| <p>第三 法人の組織運営 4 評議員会 (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを提供する者について措置をとる社会福祉事業 ② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を運営する事業又は小規模保育事業(保育所若しくは幼保連携型認定こども園を運営する事業又は小規模保育事業と併せて行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の11の規定に基づく地域子育て支援拠点事業、同法第34条の12の規定に基づく一時預かり事業、同法第34条の18の規定に基づく病児保育事業及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号の規定に基づく利用者支援事業のいずれか又は複数の事業を含む。) ③ 介護保険事業</p> | <p>第三 法人の組織運営 4 評議員会 (1) 法人においては、評議員会を置くこと。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。 ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを提供する者について措置をとる社会福祉事業 ② 保育所を運営する事業(保育所を運営する事業と併せて行う、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。) ③ 介護保険事業</p> |
| <p>別紙2 社会福祉法人定款準則 (職員) 第12条 この法人に、職員若干名を置く。 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。</p> | <p>別紙2 社会福祉法人定款準則 (職員) 第12条 この法人に、職員若干名を置く。 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。</p> |

(備考)

- (1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。
- ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを提供する者について措置をとる
社会福祉事業
- ② 保育所若しくは幼保連携型認定こども園を営む事業又は小規模保育事業（保育所若しくは幼保連携型認定こども園を営む事業又は小規模保育事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11の規定に基づく地域子育て支援拠点事業、同法第34条の12の規定に基づく一時預かり事業、同法第34条の18の規定に基づく病児保育事業及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の規定に基づく利用者支援事業のいずれか又は複数の事業を含む。）

③ 介護保険事業

第4・第5（略）

(備考)

- (1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。
- ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを提供する者について措置をとる社
会福祉事業
- ② 保育所を営む事業（保育所を営む事業と併せて行う、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の10の規定に基づく地域子育て支援拠点事業と同法第34条の11の規定に基づく一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。）

③ 介護保険事業

第4・第5（略）